

平成30年10月24日

保護者 様

千葉市教育委員会保健体育課長
千葉市立高浜海浜小学校長

インフルエンザ患時の登校許可証明書の変更について

秋冷の候、保護者の皆さまにおかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校教育活動に対しまして、ご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、9月には、市川市において県内初のインフルエンザによる学級閉鎖が行われ、これから流行が考えられるところです。

千葉市では、医師によりインフルエンザと診断された場合には、学校保健安全法（第19条）により、出席停止等の措置を行うとともに、登校再開の際に「登校許可証明書（千葉市版）」にて医師の証明をいただいております。

しかし、医師の証明にかかる費用等で保護者に負担がかかることや、平成30年10月に厚生労働省より、「インフルエンザ患後の治癒証明については、医療機関へ過剰な負担をかける恐れがある。」と、医療機関への負担を考慮した見解が示されたことを踏まえ、平成30年11月1日の登校より、インフルエンザに限り、様式1に示した「インフルエンザにおける療養報告書」のとおり、保護者記載による報告書への変更を行うことになりました。（他の感染症はこれまでどおりです。）

使用の流れ、注意点等につきましては、療養報告書をよくお読みになるとともに、別添の「学校感染症による出席停止の手順について」をご参照ください。

なお、療養報告書は、千葉市HP（教育委員会保健体育課）よりダウンロードしてお使いいただくこともできます。

学校における感染症の流行を予防するために、ご理解、ご協力をお願いいたします。